

**令和6年度鳥取県立船上山少年自然の家  
会計年度任用職員（体験活動指導員）採用試験募集案内**

- ◆鳥取県立船上山少年自然の家◆  
〒689-2525 東伯郡琴浦町山川807-2  
電話(0858)55-7111 <http://www.pref.tottori.lg.jp/senjyozan/>
- ◆鳥取県教育委員会事務局社会教育課 生涯学習推進担当◆  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第2庁舎6階）  
電話(0857)26-7944 <http://www.pref.tottori.lg.jp/shakaikyouiku/>

**1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日**

受付期限	<b>令和6年4月30日（火）（必着）</b> ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合も、4月30日（火）必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 （月曜日、祝日は閉所日のため受け付けておりません。）
試験日時	<b>令和6年5月7日（火）</b> ◎開場時刻 13：00予定 ◎試験開始時刻 13：30予定
試験会場	<b>鳥取県立船上山少年自然の家（東伯郡琴浦町山川807-2）</b>
合格者発表日	<b>令和6年5月9日（木）（予定）</b>

**2 募集職種・採用予定者数・職務内容・必要な知識、技術・勤務場所**

職種	採用 予定者数	職務内容	必要な知識、技術	勤務 場所
体験活動指導員	1名	船上山少年自然の家利用者に対する体験活動等の指導及びそれに伴う補助業務	ワープロソフト、表計算ソフトが使用できること	鳥取県立船上山少年自然の家

**3 受験資格**

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 自然体験活動（登山、カヌー、沢登り、キャンプ、野外炊飯等）について興味関心があること。（類似施設での勤務経験または自然体験活動のボランティア等の従事経験があることが望ましい）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用の日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
論文試験	100点	体験活動等の指導業務に必要な知識、技術等に関する論文試験 [1題 60分]
面接試験	200点	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

5 任用期間 令和6年6月1日から令和6年9月30日まで

#### 6 勤務条件（予定）

勤務日数 及び 勤務時間	週30時間 ※週30時間となるように毎月「勤務日割振表」を作成します。 (例) 週5日勤務で、1日6時間(通常、午前8時30分から午後3時30分まで)となるようにする。 ※ローテーションで土日勤務もあります。 ※任用期間中の休所日は次のとおりですが、変更になる場合もあります。 月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日
給 与	○報酬 時間額1,450円  ○費用弁償(通勤手当) ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 ※ただし、それぞれ休暇制度ごとに要件があり、それぞれ満たす場合に限る。 (1) 年次有給休暇 6日 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各6週)などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。

#### 7 受験申込手続

提出書類	(1) 採用試験申込書(受験票含む) 1部 ※申込書、受験票に顔写真を貼付すること。 (2) 受験票返信用封筒(受験票返送先の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ること) ※持参による申込者は、(2)は不要です。
申込み先	鳥取県立船上山少年自然の家 〒689-2525 東伯郡琴浦町山川807-2 電話(0858)55-7111 ファクシミリ(0858)55-7119
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和6年5月2日(木)までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス使用など、試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

## [申込書及び受験票の記載方法]

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- (3) 連絡先は、棟、号まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (4) 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください）
- (5) 「採用試験合否結果通知宛先」欄は、採用試験合否結果通知の受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

## 8 合格者の決定方法

論文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に合格者及び補欠合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

なお、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、補欠合格者の中から選考試験の得点の高い順から繰り上げて合格者とします。補欠合格者の有効期限は、令和6年5月31日です。

## 9 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県のホームページ（鳥取県教育委員会事務局社会教育課及び船上山少年自然の家ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、採用試験合否結果通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23 cm×12 cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1カ月	鳥取県立船上山少年自然の家

## 11 採用方法等

### (1) 採用方法

合格者について、採用に係る審査等を行った後に採用を決定します。

採用に当たっては、文書又は電話により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡が取れない場合は採用されないこともあります。

### (2) その他

採用決定後、指定する期日までに履歴書、及び人事管理に関する調査票を提出していただきます。

## 12 試験に関する注意事項

- (1) 試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、受験票、筆記用具を持参してください。
- (3) 試験会場への車での乗り入れは可能です。

## 13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。